



第19条

【思想及び良心の自由】

三菱樹脂事件

【事件】採用試験の書類および入社面接の際に、学生運動に参加したことがあるにもかかわらず虚偽の回答をしたことを理由として、試用期間中の労働者が本採用を拒否された。これに対し、憲法19条に規定される「思想および良心の自由」を侵害するものとして、雇用契約上の地位を確認する訴えをおこした。

【判決】第一審、第二審では原告の訴えが認められたが、最高裁は、憲法は私人間の関係を直接規律するものではないとして原審に差し戻した。その後、差し戻し審である東京高裁において和解という決着をみた。この判例は、法の下での平等を定めた憲法14条とも関連する。

「君が代」不起立訴訟

【訴訟】卒業式や入学式の際、国旗・国歌を強制する東京都教育委員会の通達に沿った職務命令に従わなかったとして公立学校の教職員らが停職や減給などの処分を受けた。これに対し、起立斉唱の命令は思想・良心の自由を定めた憲法19条に反するとしておこした訴訟。

【判決】下級審では違憲・合憲など判断が分かれたが、最高裁は2011年、一連の事件について三つの小法廷でいずれも合憲とする判決を下した。また、教員らが受けた処分については、最高裁は2012年、停職処分の1人と減給処分の1人について、それを取り消す判断を示した。